

京都大学医薬系総合研究棟イノベーションハブ京都の管理運営及び使用に関する要領

(平成28年11月7日 医薬系総合研究棟管理運営委員会決定)
(平成30年2月7日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)
(令和元年9月30日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)
(令和2年3月30日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)
(令和2年11月6日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)
(令和3年3月23日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)
(令和5年5月11日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正※)
(令和5年9月7日 医薬系総合研究棟管理運営委員会一部改正)

※令和5年4月3日医薬系総合研究棟管理運営委員会において、同年5月11日の医学教授会における京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領（平成25年2月28日研究科長裁定）の一部改正の審議後の改正を条件として、本要領の一部改正を承認。

(趣旨)

第1条 この要領は、京都大学医薬系総合研究棟運営要項（平成28年9月15日医学研究科長、薬学研究科長裁定）第8に基づき、京都大学医薬系総合研究棟に設置するイノベーションハブ京都の管理運営及び使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 イノベーションハブ京都とは、京都大学医薬系総合研究棟において京都大学（以下「本学」という。）の研究成果を活用した共同研究の推進及び新事業の創出等の産学連携の拡大・促進に資する事業に使用するスペースをいい、同スペースにラボ・スペース、インキュベーションコアラボ及びスタートアップオフィスを置くものとする。

(目的)

第3条 イノベーションハブ京都は、本学と国内外の、大学等の教育研究機関、官公庁等の公的機関、企業等の団体など産官学連携に携わるものが、同一の場所を拠点として、日常的・実効的な交流を図ることにより、本学を源泉とする新たな知の創造を促し、地球社会と人類に貢献する新たな価値の創造に資することを目的とする。

(管理責任者)

第4条 イノベーションハブ京都に管理責任者を置き、医学研究科長をもって充てる。

(事業)

第5条 イノベーションハブ京都は、第3条の目的を踏まえ、次の各号に掲げる事業に使用するものとする。

- (1) 本学の研究成果の社会的な実現・普及を促進する研究成果開発型企業の事業
- (2) ベンチャーの起業を志し、創業のための調査及び体制作りを行っている本学所属の学生・教職員による事業
- (3) 本学の研究成果の社会的な実現・普及を促進する産官学共同事業
- (4) 本学の研究成果の実用化を促進する技術移転・事業化支援事業
- (5) 民間等外部の機関が実施する産官学連携のコーディネート事業

(6) その他研究交流促進に資する事業で管理責任者が適当と認める事業

- 2 イノベーションハブ京都を前項各号の事業に使用するに当たっては、あらかじめ当該事業について、京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領（平成25年2月28日研究科長裁定。以下「要領」という。）による研究交流促進事業の認定を受けなければならない。

（使用申請）

第6条 イノベーションハブ京都を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、希望使用期間の始期の1月前までに、所定の申請書を管理責任者に提出するものとする。

（使用許可等）

第7条 管理責任者は、前条の提出について、医薬系総合研究棟管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の議を経て、許可又は不許可を決定するものとする。

- 2 イノベーションハブ京都の使用を許可した場合、管理責任者は所定の許可書により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者は、要領第3条第3項に定める紹介を要する申請者が本学教職員との共同研究契約を未締結のときは、スタートアップオフィス及びインキュベーションコアラボに限り、使用を許可できるものとする。
- 4 管理責任者は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、イノベーションハブ京都の使用について必要な条件を付することができる。
- 5 第1項の規定により使用の許可を受けた申請者は、イノベーションハブ京都の使用に関する責任者（以下「使用責任者」という。）となる。
- 6 使用責任者は、次の各号に掲げる施設を使用することができる。ただし、スタートアップオフィス（メールボックス及びデスクを使用するものに限る。）の使用責任者は第3号の施設、スタートアップオフィス（メールボックスを使用するものに限る。）の使用責任者は第2号及び第3号の施設を使用できないものとする。
- (1) 第1項の規定により使用の許可を受けた施設
 - (2) イノベーションハブ京都のセミナー室
 - (3) 医学研究科附属動物実験施設
 - (4) その他管理運営委員会が使用を認めた施設
- 7 イノベーションハブ京都の使用期間は、5年の範囲内で管理責任者が認めた期間とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、2年の範囲内で管理責任者が認めた期間とする。
- (1) 第3項の許可のみを受けている場合
 - (2) 要領第2条に定める研究交流促進事業としての認定を受けた要領第3条第2項第3号に該当する者が、2年未満のプロジェクトを実施する場合
- 8 第3項の許可のみを受けている使用責任者が、共同研究契約を締結したときは、ラボ・スペースの使用を申請することができるものとし、申請方法は第6条に準じるものとする。この場合において、ラボ・スペース及びインキュベーションコアラボの使用できる期間は、5年から次条にて締結した当初の建物長期貸付契約書の使用許可月から解約月までの期間を半減した期間を差し引いた期間を超えない範囲内で管理責任者が認めた期間とする。
- 9 管理責任者が、次の各号の場合において必要と認めたときは、使用期間の延長又は更新を

許可することができる。ただし、当該更新が許可された場合にあっては、更新後の使用期間は最大5年とし、使用責任者は、その他の企業（別表使用区分欄に掲げる企業をいう。）の区分において、第13条に定める施設使用料を納付するものとする。

- (1) 新興企業（別表備考第10項に定めるものをいう。）に所属する者として申請した使用責任者（第3項の許可のみを受けている者を除く。）が最初に使用を許可した期間の始期から7年を超えない範囲内での使用期間の延長又は更新を希望する場合。
- (2) 前項の申請を許可された使用責任者が、同項により許可された期間終了時から2年を超えない範囲内で延長又は更新を希望する場合。

10 使用責任者は、使用期間の延長を希望する場合は、使用期間満了日の1月前までに、所定の変更申請書を管理責任者に提出しなければならない。ただし、総使用期間が5年を超える延長を希望する場合は、6月前までに提出しなければならない。

11 第1項から第3項の規定は、前項の変更申請書の提出があったときについて準用する。

12 使用責任者は、事業の完了又は自己の都合により、使用を中止する場合は、使用を中止しようとする日の1月前までに変更申請書を管理責任者に提出しなければならない。

（賃貸借契約）

第8条 管理責任者は、本学の教職員及び学生以外の者にイノベーションハブ京都の使用を許可する場合は、本学と使用責任者（所属機関）の間における賃貸借契約を締結するものとする。

（使用責任者の責務）

第9条 使用責任者は、イノベーションハブ京都の使用に際し、本要領及び次の各号に掲げる事項を遵守し、施設を適正に使用しなければならない。

- (1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること。
 - (2) 施設及びその設備、備品等を使用許可された事業以外に使用しないこと。
 - (3) 施設及びその設備、備品等を他の者に転貸し、又は担保に供さないこと。
 - (4) 施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しようとするときは、事前に管理責任者に申出を行い、管理責任者の承認を得ること。
- 2 前項に定めるもののほか、使用上の細部について、使用責任者は、管理責任者又はその命を受けて施設の管理事務を行う者が指示する事項に従うものとする。

（物品の搬入搬出）

第10条 使用責任者は、イノベーションハブ京都に物品を搬入するときは、あらかじめ管理責任者に通知するものとする。

- 2 物品を搬入した使用責任者は、次の各号の一に該当する場合は速やかに物品を搬出しなければならない。
- (1) 物品使用を終了するとき。
 - (2) 施設の使用を終了するとき。

3 物品の搬入、据付及び搬出に要する費用は、使用責任者が負担する。

（安全管理）

第11条 使用責任者及び施設を使用する者は、施設及び施設内の機器等を適正に使用するとともに、防災、緊急時の対応等安全の確保に留意し、管理責任者が行う管理上必要な指示に

従わなければならない。

- 2 使用する施設の安全管理については、原則として使用責任者の責任において行うものとする。

(報告)

第12条 使用責任者は、使用期間内に得られた成果に関する報告書を管理責任者に毎年度提出するものとする。

- 2 管理責任者は、本学のアカデミアとしての研究等の活動において必要がある場合は、使用責任者と協議し、使用責任者が施設において行った研究等から得られた記録、資料その他の成果物等の提出を求めることができる。

(施設使用料)

第13条 使用責任者は、本学が指定する方法により施設使用料を納付しなければならない。

- 2 施設使用料の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 一旦納付された施設使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は変更した場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。

(施設使用料の減免)

第14条 管理責任者が、特別の理由があると認めるときは、管理運営委員会の承認を得て、前条第2項に定める施設使用料を減額し、又は免除することができる。

(経費の負担)

第15条 使用責任者は、第13条第2項に定める施設使用料のほか、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 施設に特別の工作をし、又は原状を変更しようとする場合の経費及び当該特別の工作又は原状を変更した部分に係る修理、消耗品の取替等の経費並びにこれを原状に回復する場合の経費
- (2) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費
- (3) ラボ・スペースの使用に係る光熱水料及び通信費
- (4) セキュリティーカード登録費等の雑費

(使用許可の取り消し)

第16条 管理責任者は、使用責任者又は施設を使用する者が次の各号の一に該当する場合、管理運営委員会の承認を得て、その使用を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 法令及びこの要領に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設使用に際し、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 手形若しくは小切手の不渡りが生じ、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売その他これらに類する手続きの申立てを受けたとき。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを受けたとき。
- (6) 破産法に基づく破産手続開始又は会社法に基づく特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (7) 管理責任者の指示に従わないとき又は施設管理・運営に重大な支障をきたす恐れがあると管理責任者が認めたとき。

- 2 前項により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用責任者又は施

設を使用する者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(免責)

第17条 使用責任者の所有、占有又は支配に係る設備、物品等が、天災地変等の不可抗力、火災、盗難その他管理責任者の責に帰せざる事由により被った滅失、き損その他の損害について、本学はその責を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第18条 使用責任者は、次の各号に掲げる事項を表明・保証するものとし、管理責任者は、使用責任者又は施設を使用する者が次の各号の一に反したと判明したときは、管理運営委員会の承認を得て、何らの催告を要せずに許可を取り消し、施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの所属する団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- (4) 本学に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- (5) 偽計若しくは威力を用いて本学の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行わないこと。

(原状回復)

第19条 使用責任者は、施設の使用を終えたとき（第16条の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、管理責任者が管理運営委員会の承認を得て特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、管理責任者は、管理運営委員会の承認を得て、使用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用責任者は、管理責任者に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第20条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る関係者がその責に帰すべき事由により施設を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用責任者は、本人又は当該使用に係る関係者がその責に帰すべき事由により他の使用責任者若しくはその関係者又はその他の第三者に人的又は物的損害を与えたときは、速やかに管理責任者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 使用責任者は、使用期間が満了したときにおいて、施設に係る有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用の償還の請求は行わないものとする。

(随時立入)

第22条 管理責任者又はその命を受けて施設の管理事務を行う者は、その管理上の必要があるときは、施設の使用の如何にかかわらず、施設に随時立ち入ることができる。

(禁止行為)

第23条 イノベーションハブ京都及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をして

はならない。

(1) 所定の場所以外に文書、図画等を掲示すること。

(2) 立看板(イノベーションハブ京都において行う行事等の表示、案内等に係るものを除く。)、プラカード等を設置すること。

(3) その他イノベーションハブ京都の美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

2 管理責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第24条 イノベーションハブ京都の管理運営及び使用に関する事務は、医学研究科において処理する。

(要領の変更)

第25条 管理運営委員会は、以下の場合に使用責任者の同意を得ることなくこの要領を変更できるものとする。

(1) 要領の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) 要領の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による要領の変更にあたり、要領の変更をする旨及び変更後の要領の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学ホームページ又はその他の適切な方法により、使用責任者に周知するものとする。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、イノベーションハブ京都の管理運営及び使用等に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年5月11日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の第7条に基づき使用を許可されている使用責任者（令

和5年1月25日以降に許可された者に限る。) は、この要領により許可された者とみなす。

附 則

この要領は、令和5年9月7日から施行する。

別表（第 13 条関係）

使用施設名	使用区分	使用料
ラボ・スペース	新興企業	3,200 円/㎡・月
	その他の企業	4,100 円/㎡・月
インキュベーションコアラボ	新興企業	255,000 円/月
スタートアップオフィス	新興企業	メールボックス 1 台 5,000 円/月 デスク 1 台 10,000 円/月

備考

- 1 表中のラボ・スペース使用料は、施設の床面積 1 平方メートルあたりの 1 月の施設使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該施設の床面積及び使用月数を乗じた金額を施設使用料とする。
- 2 表中のインキュベーションコアラボとは、研究に必要な基盤的設備を予め整備したスペースであり、複数の新興企業が入居可能なスペースである。なお、使用料は 1 企業 1 ユニットあたりの 1 月の施設使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、設備の使用に必要な消耗品費、修繕費、光熱水料及び通信費を含むものとする。これに当該施設の使用月数を乗じた金額を施設使用料とする。また、1 企業で 2 ユニット以上を使用する場合にあっては、表中の使用料に 1 ユニットあたり 150,000 円を加えた金額を施設使用料とする。
- 3 表中のスタートアップオフィスとは、企業が共同で使用可能なオフィススペースである。使用料は 1 企業あたりの 1 月の施設使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、施設の使用に必要な光熱水料を含むものとする。これに当該施設の使用月数を乗じた金額を施設使用料とする。
- 4 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した金額を施設使用料とする。
- 5 要領第 2 条に定める研究交流促進事業としての認定を受けた要領第 3 条第 2 項第 3 号に該当する者の使用料は「その他の企業」を適用する。ただし、2 年未満のプロジェクトを実施する場合に限り使用料は「新興企業」を適用する。
- 6 第 7 条第 9 項ただし書きの規定により、新興企業が 5 年を超えてラボ・スペースを利用することが認められた場合にあっては、表中の使用料を 6 年目は 4,100 円/㎡・月、7 年目は 6,150 円/㎡・月と読み替えるものとする。
- 7 使用者が、第 5 条の事業において、受託サービス等を提供する場合にあっては、使用料に 1.5 を乗じるものとする。
- 8 施設使用料の算出の基礎となる床面積は、当該施設を囲む壁等の中心線（壁芯）を境界とする水平投影面積とする。
- 9 使用許可期間中に 1 月未満の端数が生じる場合、その月の日数を基礎として日割り計算により施設使用料を算出するものとする。当該算出額に円未満の端数があるときは、切り上げる。
- 10 新興企業とは、事業開始前の個人又は事業開始若しくは法人設立後概ね 10 年以内の個人事業主若しくは中小企業者であって、新規事業に取り組むものをいう。中小企業者については、中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当するものとする。